健康保険組合における加入者の住所情報の把握について

【動画説明を確認した健保組合からの質問事項（※11月6日時点）】

Q1　本年12月より、健保組合において住所（住民票上の住所）を管理する省令改正・通知の発出が行われたが、省令改正の目的はなにか。

A1　健康保険証が廃止となり、マイナ保険証に一体化されるに当たり、加入者が速やかに医療機関等でオンライン資格確認を受けられるよう、健保組合は加入者情報を正確かつ迅速に登録することとされている。このため、今後は中間サーバーへ登録した新規の加入者情報について、正確性を期すために全件J-LIS突合等が行われることが予定されており、その突合には住民票住所が必要となる。  
　また、事業所から提出のあった個人番号に誤りがあった場合など、健保組合が住民票住所を把握しておくことにより、氏名（漢字・カナ）・生年月日・性別・住所を鍵としたJ-LIS照会によって、本人や事業主に再確認をせずとも、個人番号の把握が可能となり、迅速な登録が可能となる。

新規登録データの正確性を確保し、本人に係る事務処理を円滑に進めるため、また、既存加入者のデータの正確性を改めて確認する必要が生じた場合に、容易に確認できるようにするため、全ての健保組合が加入者の住民票上の住所情報を管理することを原則とする所要の省令改正を行うこととした。

Q2 住所を把握する対象の範囲は如何か。

A2 日本国内に住所を有する被保険者及び被扶養者すべてに適用される。

Q3 既存の加入者については、「住所情報を保険者が自ら収集することは求めない」とあるが、加入後の住民票住所の変更は健保組合で把握し、加入者情報を変更する必要はないという理解でよいか。

A3 省令改正の施行後に、資格取得及び住所変更した者が対象となる。住所変更に際して、加入者からの届出や J-LIS照会で新しい住民票の上の住所を把握した場合 は、中間サーバーの加入者情報も変更する必要がある。

Q4 12月８日以降の「住所変更時」の管理は、12月８日以降の加入者が対象となるのか、12月８日以降に住所変更のあった全加入者が対象となるのか。

A4 省令の施行後に資格取得された者及び住所変更した者が該当する。

Q5 住所の変更に関する改正の根拠はなにか。

A5 被保険者の住所変更については、健康保険法施行規則第36条の２

被扶養者の住所変更については、健康保険法施行規則第38条である。

Q6 資格取得者の事前点検時において、届出時点と取得時点での住民票上の住所が異なる場合は変更届の提出が必要となるのか。

A6 資格取得者の事前点検については、令和５年３月１日付事務連絡「健康保険組合におけるオンライン資格確認の円滑な実施に向けた資格取得届等の速やかな提出のための事前点検について」で示されているとおり対応いただきたい。なお、同事務連絡では、入社日においてその内容に変更がなく、その適用事業所に使用されるに至ったことが確認できる場合には、事前点検のために提出された当該届等について、入社日に届け出られたものとして取り扱って差し支えないとしていることから、提出書類の訂正が必要となる。

Q7 対象の届出は如何か。

A7 対象は、以下のとおり。

被保険者資格取得届、被保険者住所変更届、被扶養者異動届（任意継続被保険者・特例退職被保険者の届出を含む）

Q8 住民票の添付は必要となるのか。

A8 省令上においても、住民表の添付は必要としておりません。しかしながら、保険者の実情に応じて、添付を求めることとしたい場合は、加入者及び事業主の理解を求めた上で、添付必須等の取り扱いとしていただきたい。

Q9 現在、個人番号は「特定個人情報」とされており、厳格な取扱い（追跡可能な郵送方法や管理規定など）が求められているが、これを廃止する方針はないか。

A9 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護法や個人情報保護委員会により定められている。そのため、今後は電子的な方法によるやりとりを行うことで、健保組合における安全管理措置の負担減少を進めていくことを考えている。

Q10　健保組合が住民票上の住所と居所を管理している場合、中間サーバーへ加入者情報登録を行うのはどちらの住所か。

A10　住民票上の住所を登録することとなる。

Q11　健保内の加入者において、中間サーバーに登録されている住所情報が「空欄、住民票住所、居所」と混在することから、住所項目については中間サーバーへアップロードしないという選択をしたいが可能か。

A11　 Q1で示したとおり、省令改正後は全ての健康保険組合が加入者の住民票上の住所情報を把握することが原則とされたため、中間サーバーへは住民票上の住所を登録することとなる。なお、J-LISにより取得した個人番号においては、来年から開始する中間サーバーのチェック機能により、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所すべてをJ-LIS情報を突合するため、住所の入力により、誤登録アラートが減少する。

Q12　届出書の記載の正確性を確保するためJ-LIS照会は必須となるのか。

A12　保険者において、J-LIS照会にて、住民票上の住所であることを確認してから登録をする必要はない。

Q13　今後の住所変更をJ‐LIS照会で取得すると決定した場合、住所変更届の提出を求めなくても良いか。そのような場合、定期的な取得は1年に1度（例えば1月1日時点）と規定することは可能か。

A13　当該健保組合において、加入者から住所変更届の代わりにJ-LISによる取得とした場合は、住所変更届を求めなくてもよい。定期的な取得については、少なくとも１年に１度は更新することが望ましい。

Q14　J‐LIS照会で住所を取得する場合の費用は免除となるのか

A14　住民票住所の取得には、届出から取得する方法とJ-LIS照会で取得する方法があり、どちらを選択するかは組合で決定していただくが、J-LIS照会で住所を取得する場合の費用は各健保組合において負担していただくこととなる。

Q15　新規加入者の住所情報の取得に期限はあるか。

A15　加入者情報登録は5日以内に行うことが必要であるため、J‐LIS照会や誤登録チェックの確認に必要な住民票住所の取得は受付後5日以内が望ましい。居所住所の取得は任意であるため、保険者の必要に応じた対応を行っていただく。

Q16　保健事業等の実施に際し、居所を使用するが収集はどのように運用すればよいか。

A16　電子申請の場合に住民票以外の住所を把握したい場合は、健保固有項目に入力する方法や、PDF等を貼付する方法が考えられる。また、紙媒体については、運用上の取扱いとして、居所住所を記載できるよう資格取得届等の様式例を本会のイントラネットにて提供する。

Q17　資格取得届の様式に「住民票住所」と「居所」の2つの記入欄を設ける運用は良いか。

A17　問題ない。

Q18住所の登録は住民票住所と全く同一の記載である必要はあるか。（例：「～〇丁目○番地」や、「字・大字」の簡略・省略等）

A18　住民票上の住所を正確に登録することが肝要である。

Q19　今回省令改正が行われるのは、資格取得に伴う届書に係る「住所」の取扱い、定義であると理解しているが、このほか給付申請書の住所や扶養要件の判断基準となる「同一世帯」の考え方については、これまでと同様の「居所」や「実態に即した生計維持関係の確認」という理解でよいか。

A19　お見込みのとおり。

Q20　今回の省令改正は健保組合のシステム改修を伴うものだが、健保組合が負担をしなければならないのか。

A20　今回の省令改正に伴うシステム改修等については、改修が必要ない組合も存在しており、組合によって状況が異なることから各組合においてご負担いただくこととなる。